

平成30年度 技能講習・教育等予定表 建設業労働災害防止協会宮城県支部  
【宮城労働局長登録教習機関（教習機関登録番号、登録有効期限は裏面記載のとおり）】

講習名	月 別											
	平成30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	4日～6日			4日～6日		19日～21日					6日～8日	
足場の組立て等作業主任者		17日・18日			2日・3日		4日・5日			10日・11日		
型枠支保工の組立て等作業主任者			7日・8日					8日・9日				
建築物の鉄骨の組立て等作業主任者					23日・24日							7日・8日
木造建築物の組立て等作業主任者				12日・13日				1日・2日				
コンクリート造工作物の解体等作業主任者							2日・3日				14日・15日	
コンクリート橋架設等作業主任者	開催予定が決まり次第、掲載いたします。											
車両系建設機械(整地等)運転技能講習	10日・11日	8日・9日	5日・6日	9日・10日		4日・5日	17日・18日	6日・7日	11日・12日			5日・6日
車両系建設機械(解体用)運転技能講習 【5時間コース(学科:3時間、実技:2時間)】					20日							27日
高所作業車運転技能講習	17日・18日	15日・16日	19日・20日	17日・18日	21日・22日	18日・19日	10日・11日	13日・14日	18日・19日		12日・13日	12日・13日
不整地運搬車運転技能講習		22日					9日					
玉掛け技能講習	2日・3日				29日・30日		23日・24日					
足場の組立て等特別教育		25日		17日		12日		16日		31日		20日
小型車両系建設機械(整地等)特別教育								20日				
石綿取扱い作業従事者特別教育			11日									
職長・安全衛生責任者教育	26日・27日	30日・31日	14日・15日 28日・29日	26日・27日	30日・31日	27日・28日	25日・26日	29日・30日	20日・21日	17日・18日	27日・28日	28日・29日
職長・安全衛生責任者能力向上教育	20日		26日		17日		16日		14日		22日	
熱中症予防管理者教育			4日									
現場管理者統括管理講習			13日		1日		19日			29日		
足場点検実務者研修	13日			3日			30日		7日			

注：車両系建設機械、高所作業車、不整地運搬車、玉掛け技能講習及び小型車両系建設機械特別教育には、上記日程の他に実技講習日があります。実技講習会場につきましては、学科講習の際に地図をお渡しいたします。

建設業労働災害防止協会 宮城県支部 TEL 022-224-1797, FAX 022-265-5604  
ホームページ: <http://www.kensaibou-miyagi.jp/> e-mail: [kensaibo@io.ocn.ne.jp](mailto:kensaibo@io.ocn.ne.jp)

★この予定表に記載された講習・教育の開催場所は、すべて宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)となります。(実技の有る講習については別途ご案内します。)  
★人数がまとまれば(30人程度)、出張講習も承りますので、その際は、当支部へご連絡ください。

## 技能講習登録番号及び登録の有効期限

登録技能講習	登録番号	登録有効期限
玉掛け技能講習	第 49-281 号	平成31年3月30日
高所作業車運転技能講習	第 5-381 号	平成31年3月30日
不整地運搬車運転技能講習	第 5-328 号	平成31年3月30日
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	第 5-330 号	平成31年3月30日
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	第 49-2086 号	平成31年3月30日
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	第 56-1594 号	平成31年3月30日
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	第 56-2011 号	平成31年3月30日
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	第 53-895 号	平成31年3月30日
足場の組立て等作業主任者技能講習	第 48-1526 号	平成31年3月30日
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	第 47-2113 号	平成31年3月30日
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	第 48-2191 号	平成31年3月30日
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	第 29-1019-1 号	平成34年11月7日

ここに記載の有効期限は、登録教習機関として技能講習を実施できる期限であり、技能講習修了証の有効期限ではありません。  
技能講習修了証には有効期限や更新はありません。

建設業労働災害防止協会宮城県支部